

## 第2号議案

丹南都市計画（越前市）

特別用途地区の変更について

## 丹南都市計画（越前市）特別用途地区の変更（越前市決定）（案）

丹南都市計画（越前市）特別用途地区を次のように変更（「大規模集客施設制限地区」として17.1haを新たに編入）する。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区	約 59 ha	丹南都市計画越前市特別工業地区建築条例により、作業場の床面積の合計が、1,000 平方メートル以下であり、かつ原動機の出力が 150 k w以下の製紙工場を許容する
大規模集客施設制限地区	約 548 ha	丹南都市計画越前市大規模集客施設制限地区建築条例により、床面積の合計が、10,000 平方メートルを超える大規模集客施設を制限する
合 計	約 607 ha	

「位置および区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

武生中央公園周辺地区は、近隣商業地域への変更に伴い大規模集客施設の立地が可能となるが、教育文化やスポーツ・レクリエーション拠点機能の円滑な維持・増進を図るとともに、地区内の居住環境の維持・保全に努めるため、大規模集客施設制限地区の指定を行う。

新町地区についても、近隣商業地域への変更に伴い大規模集客施設の立地が可能となるが、最寄り品や買回り品等、周辺地域の居住者に対して必要なサービスを提供する場として生活利便性の向上に努めるとともに、J R武生駅を中心とする中心市街地との機能分担・連携を図るため、大規模集客施設制限地区の指定を行う。

# 新 旧 対 照 表

( ) は変更前

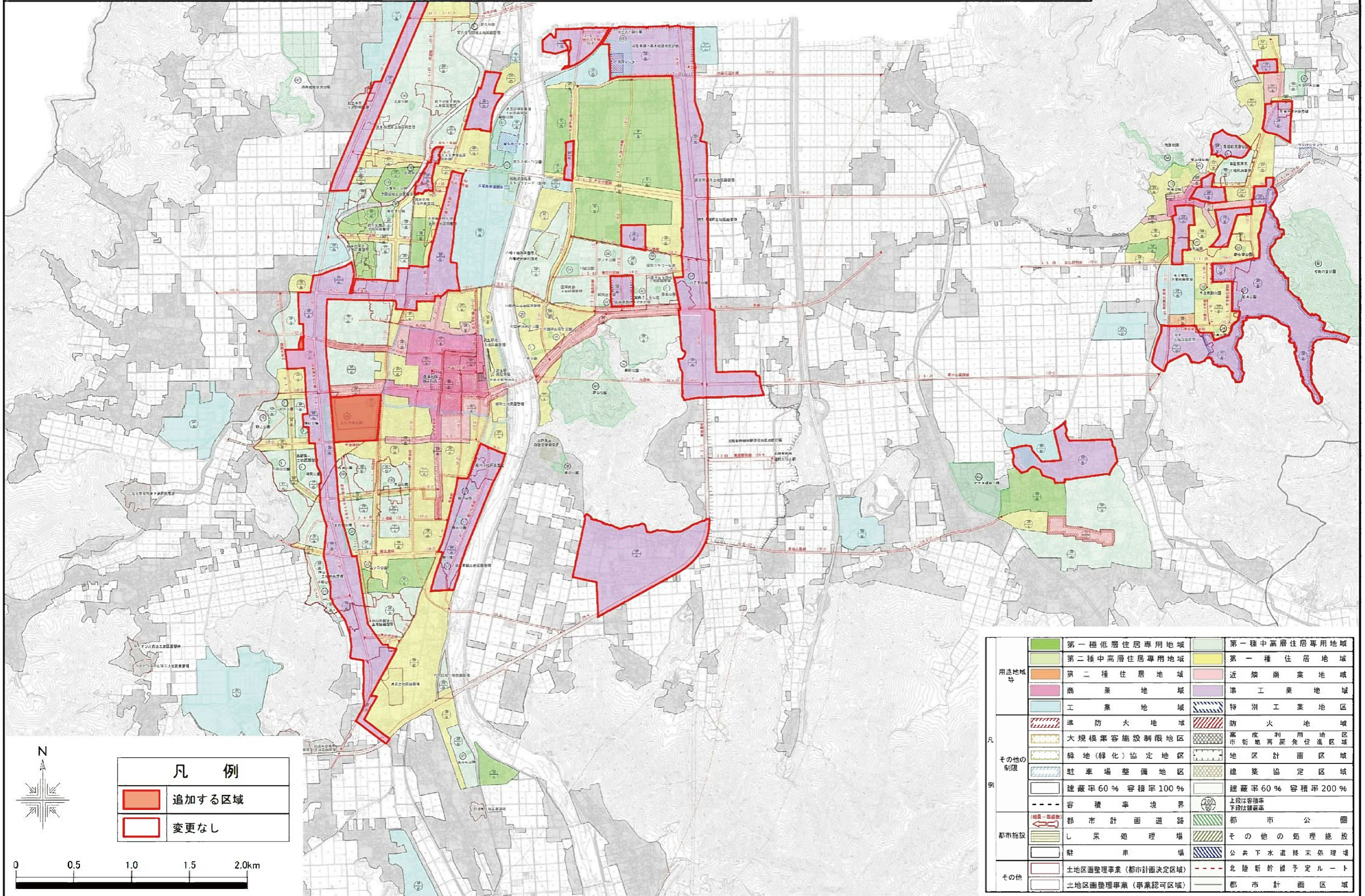
種 類	面 積	備 考
特別工業地区	( ) 約 59 ha	
大規模集客施設制限地区	(531) 約 548 ha	
合 計	(590) 約 607 ha	

## 都市計画の策定の経緯の概要

### 丹南都市計画（越前市）特別用途地区の変更

事 項	時 期	備 考
住民説明	新町 令和 2年10月 1日から 令和 2年12月21日まで  高瀬二丁目 令和 3年 4月26日から 令和 3年 6月 1日まで  中央一丁目 令和 3年 4月26日から 令和 3年 5月16日まで	用途地域変更の説明とあわせて実施
福井県知事事前協議	令和3年6月4日	令和3年6月3日付
	都計第262号	越都計第298号
計画案の縦覧	令和3年6月8日から  令和3年6月22日まで	2週間
越前市都市計画審議会審議	令和3年7月16日	
福井県知事協議	令和 年 月 日	
決定告示	令和 年 月 日	

# 丹南都市計画（越前市）特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の変更（越前市決定） 総括図



凡 例	
	追加する区域
	変更なし

用途地域等		第一種低層住居専用地域		第一種中高層住居専用地域
		第二種中高層住居専用地域		第一種住居地域
用途地域等		第二種住居地域		商業地域
		商業地域		準工業地域
用途地域等		工業地域		特別工業地区
		防火地域		防火地区
その他の制限		大規模集客施設制限地区		高層市街地再開発促進区域
		緑地（緑化）協定地区		地区計画区域
その他の制限		駐車場整備地区		建築協定区域
		建蔽率60% 容積率100%		建蔽率60% 容積率200%
都市施設		容積率境界		都市公園
		都市計画道路		その他の処理施設
その他		し尿処理場		公共下水道終末処理場
		駐車場		北陸新幹線予定ルート
その他		土地区画整理事業（都市計画決定区域）		都市計画区域
		土地区画整理事業（事業認可区域）		

丹南都市計画（越前市）特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の変更（越前市決定） 計画図

